

ID: 153

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	長門市農業研修所条例施行規則 第7条		
例規番号	平成17年規則第118号		
<p>【根拠条文】 (使用料の返還) 第7条 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 事由 返還の率 (1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不可能になったとき。既納使用料の全額 (2) 公益上特に必要が生じたとき。 (3) 使用の許可後使用日の7日前までに使用者からの使用の取下げ又は変更の申出があって、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。市長が定める額</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日